3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市高岡町内山字尾頭三二〇一の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾頭三二〇一の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市中野方町字糟里四七の三の一、六〇の一、字飯沢二六三の一、二六六の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県海津市南濃町志津字総名池ケ谷一九五八の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市昼飯町字西中尾一四五八、一四五九、一四六二の一、一四六二の二、一四六三、一四九一、一四九三、一四九四の一、一四九四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　京都府京都市北区杉阪南谷一二・一五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四、一六、一七、二一、二二、杉阪道風町六二、一〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町小浜四九五の九・四九五の一〇（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第千二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県鎌倉市山ノ内字巨福山二七の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町皆瀬川字西ヶ尾一〇六の四、一〇六六の六（次の図に示す部分に限る。）、一〇六六の七、一〇六六の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県秦野市寺山字陣賀一〇二の二（次の図に示す部分に限る。）、一〇二の三、一一一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　解除の理由　道路用地とするため

㈠　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県秦野市寺山字陣賀九六の一・九六の二・九六の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九六の九から九六の一六まで、九六の二一、九六の二三から九六の三〇まで、九六の三二・九六の三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九六の三四、九六の三五、九六の三七から九六の三九まで、九六の四一、一〇二の二（次の図に示す部分に限る。）、一〇二の三、一〇八の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇八の二、一一一の二